

三条市スポーツ推進委員協議会 表彰に関する施行細則

(目的)

第1条 本細則は、三条市スポーツ推進委員協議会の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(推薦調書、推薦順位)

第2条 会長は、中越地区社会体育研究協議会及び新潟県スポーツ推進委員協議会（以下「上部団体」という。）の求めに応じて、各種表彰に該当する委員を推薦する。

2 同一の表彰対象に該当する委員が複数人いる場合、原則として在任期間の最も長い委員を推薦する。ただし、次に該当する場合はこの限りではない。

- (1) 他の委員の役職歴及び活動実績が顕著な場合
- (2) 推薦に該当する委員が辞退した場合
- (3) 上部団体が、あらかじめ推薦順位を示している場合

(表彰記念品)

第3条 委員が表彰された場合、協議会から次のとおり表彰記念品を贈呈することができる。

- (1) 文部科学大臣及び全国スポーツ推進委員連合会長の表彰 上限 10,000 円の記念品
- (2) 北陸地区スポーツ推進委員協議会長及び中ブロックスポーツ推進委員連絡協議会長の表彰 上限 8,000 円の記念品
- (3) 新潟県スポーツ推進委員協議会長及び三条市長の表彰 上限 6,000 円の記念品

(表彰記念品の条件)

2 表彰記念品は、本人が委員活動において使用できる物品とする。

(その他の表彰)

第4条 委員が任期満了をもって退任するときは、会長はその功績を称え、記念品を贈呈することができる。

2 記念品の金額等は、在任期間及び役職歴等を考慮し、役員で協議の上、決定する。

附 則

この施行細則は、令和7年4月10日より施行する。